

資料No. 2

後期高齢支援システム標準化
検討会（第7回）

令和6年3月25日

後期高齢支援システムの標準仕様書1.2版策定に 向けた作業について

令和6年3月25日

○ 本資料は、後期高齢支援システムの標準化に係る全国意見照会及び関連意見照会の結果に加えて、デジタル庁より示された方針の対応及びその他検討・課題事項についてまとめている。

○ 本資料の構成は以下のとおり。

1. 全国意見照会の実施及びその反映について
2. デジタル庁検討事項の対応について
3. その他検討・課題事項について

1. 全国意見照会の実施及びその反映について

- 1.1 全国意見照会の実施について
- 1.2 全国意見照会結果について
- 1.3 全国意見照会結果の反映について
- 1.4 全国意見照会結果を踏まえた課題について
 - ・ 帳票レイアウトの規定について
 - ・ 地方税統一QRコードについて
 - ・ 帳票の敬称の統一について
 - ・ 用語の統一について

1.1 全国意見照会の実施について

標準仕様書1.2版（案）について以下の要領で全国意見照会を実施した。

<意見照会実施要領>

No.	意見照会対象	意見照会方法	通知方法	宛先	意見照会期間
1	広域連合	Excelでのアンケート用紙	厚労省からの事務連絡	各広域連合 各市区町村	令和5年12月28日（木） ～令和6年4月16日（火）（※）
2	市区町村				

※ 石川県については震災の影響のため、
1月23日（火）まで期限を延長して対応。

<意見照会対象ドキュメント>

- 標準仕様書1.2版（案）本紙
- 別紙1__機能・帳票要件
- 別紙2__帳票詳細要件
- 別紙3__帳票レイアウト
- 参考資料__業務フロー

1.2 全国意見照会結果について

全国意見照会の結果は以下のとおり。

<全国意見照会結果>

No.	意見照会対象	回答団体数	意見数	(参考) 前回回答団体数	(参考) 前回意見数
1	広域連合	2広域連合	5件	1広域連合	1件
2	市区町村	81市区町村	304件	95市区町村	614件

広域連合及び市区町村における309件の内訳は以下のとおり。

対象ドキュメント	業務区分	意見数 () 内が帳票詳細要件への意見数					
		1:法令	2:県条例	3:市条例	4:住民サ向上	5:慣例	6:その他
標準仕様書1.1版 (本紙)	—	18					
合計：18件		<u>18</u>					
別紙1_機能・帳票要件	共通	1			7	7	30
	資格	3			2	2	3
	賦課	1			10	5	14
	収納	3		1	8	3	32
	滞納	3			1	2	2
合計：140件		<u>11</u>		<u>1</u>	<u>28</u>	<u>19</u>	<u>81</u>

1.2 全国意見照会結果について

別紙2_帳票詳細要件及び別紙3_帳票レイアウトの全国意見照会の結果は以下のとおり。

対象 ドキュメント	業務区分・帳票名（一部省略名で記載）		意見数（）内が帳票詳細要件への意見数					
			1:法令	2:県条例	3:市条例	4:住民サ向上	5:慣例	6:その他
別紙2_ 帳票詳細要件	共通	通知書印刷用帳票				1	2(1)	5(1)
		宛名シール印刷用帳票						1
	賦課	決定／変更通知書 兼 納入通知書 兼 特別徴収開始／変更通知書				9(4)	10(10)	6(1)
		暫定保険料額決定通知書兼納入通知書					(1)	1
		決定通知書 兼 特別徴収仮徴収開始／変更／中止通知書 兼 納入通知書				1	3(3)	3
		保険料口座振替開始（変更）のお知らせ						1(1)
		納付書1（カク公）				2	1(1)	(3)
		連帳納付書1（カク公）				1		(3)
		納付書2（マル公）				1	1(1)	1(1)
		連帳納付書2（マル公）				1		(1)
別紙3_ 帳票 レイアウト	収納	口座振替不能通知書						1
		還付（充当）通知書				1	2(1)	1(1)
		充当通知書						1(1)
		還付請求書	1			2		5(1)
		還付・充当希望確認票						1
		収納状況のお知らせ						
		納付証明書						1

1.2 全国意見照会結果について

<前ページから続く>

対象 ドキュメント	業務区分・帳票名（一部省略名で記載）	意見数（）内が帳票詳細要件への意見数						
		1:法令	2:県条例	3:市条例	4:住民サ向上	5:慣例	6:その他	
別紙2_ 帳票詳細要件	収納	口座振替済通知兼納付額証明書				1	1(1)	
		納付額証明書				1(1)		(1)
		完納証明書						
		督促状					3(2)	2
		口座振込不納通知書・督促章・催告書兼納付書1（カク公）				2	1(1)	1(3)
		口座振込不納通知書・督促章・催告書兼納付書1（マル公）				1	1(1)	1(1)
		口座振替不納通知書兼納付書（マル公）				1		1(1)
		還付（充当）希望確認票兼還付請求書						
		督促状兼納付書（マル公）					(1)	1
		催告書						1
別紙3_ 帳票 レイアウト	滞納	催告書別紙						
		分納誓約書				1		
		分納承認連絡書						
		納付誓約書						
		合計：87（49）件	1			26(5)	25(24)	35(20)

1.2 全国意見照会結果について

参考資料_業務フローの全国意見照会の結果は以下のとおり。

対象ドキュメント	業務区分	意見数 () 内が帳票詳細要件への意見数					
		1:法令	2:県条例	3:市条例	4:住民サ向上	5:慣例	6:その他
参考資料_業務フロー	共通	1			2		
	資格	2				2	
	賦課	2		1		3	
	収納				1		
	滞納	1					
合計：15件		6		1	3	5	

1.2 全国意見照会結果について

<意見内容について>

いただいた意見の中で、多くみられた意見は以下のような内容であった。

対象ドキュメント	多かった意見内容	意見数
機能・帳票要件	「確定賦課での保険料決定通知書作成後、異動があった者のリストの作成機能を追加してほしい」といった、EUC機能で対応可能な、一覧機能に対する追加要望。 ⇒一覧系については原則、機能としては定義せずEUCで対応としているため、意見としては反映していない。	9
	「実装必須としないとベンダが実装してくれない」といった理由から、「実装類型を必須に変更してほしい」という意見。 ⇒原則、仕様書上の矛盾や制度上の必然性がない限りは議論済みのため、変更は行わない。ただし、意見実装内容が不明瞭であることから来ている意見などについては仕様書の補記や要件の考え方に補記した。	6
帳票詳細要件 帳票レイアウト	利便性向上の印字項目の追加や印字位置を見やすくするための改善意見等が、複数帳票の複数項目に同一の意見をいただいたために件数が多くなったもの。 ⇒必要に応じてレイアウトの追加や改善を実施。 <u>(複数自治体から意見があったもしくはは制度横並びの観点での対応)</u> ⇒意見を受けて課題となる事項については、分科会・WTにて議論を行い対応を整理した。	47
	宛名に「発行連番等の帳票を特定する番号を追加してほしい」といった意見で、2市区から複数帳票に意見をいただいたが、窓あき宛名領域の「対象者番号」にて規定済。	20
本紙 機能・帳票要件	「広域との連携方法について規定してほしい」といった、連携方式の詳細を明記してほしいといった意見。 ⇒東京都独自要件。広域標準システムとのファイル連携に市区町村支援システムに機能要件として求める要件はないため、反映しない。	8
機能帳票要件 帳票詳細要件	地方税統一QRコードの出力に関する意見。対応方針については【1.7】に後述するが、今後検討予定の要件となる。	17

上記のように、規定済みの要件で代替可能な意見や、利便性向上のため印字項目の追加や、印字位置を見やすくするために変更してほしい、といった意見が多くみられた。

これらのことから必要な機能数は満たしてきているが、利用を見据えて改善点を指摘する意見にシフトしてきたように見受けられた。

1.3 全国意見照会を受けての対応について

全国意見照会の結果については以下の分類で振り分け、標準仕様書1.2版（案）への反映を行った。
（前回の振り分け区分と同じ考え方で振り分けを実施）

No.	分類	分類の基準	対応区分	
			対応見送り	記載修正
1	質問	意見ではなく質問になっているもの。ただし、質問内容が記載改善により解消できると判断したものはNo.6の「記載修正」としている。	○	
2	対象範囲外	標準仕様書の対象範囲外に対する意見であるもの。	○	
3	今後対応予定	今後検討を行う事項に対する意見であり、現時点では仕様書の修正には反映できないもの。	○	
4	利便性向上	使いやすさ、見やすさ等を理由とした改善要望となるが、市区町村により考え方が異なり、一定の基準を定めることができないもの等といった理由から対応しないもの。	○	○
5	規定済み	既に標準仕様書で規定済みの機能に対するご要望や規定済みの機能で実現できるご要望。	○	
6	記載修正	誤植の指摘や、他の記載との不整合等、意見のとおり修正するのみのもの。		○
7	経緯・補足修正	仕様書の記載が不十分であるためにいただいた意見であるため、経緯等の追記を行う必要があるもの。		○
8	制度	「1:法令に定められた事務であるため」と投入されたものや意見理由に法令をあげているもの。	○	○(※)
9	多数意見	過去の構成員意見も含め、複数団体から同様の意見があり、対応が必要と考えられるもの。		○
10	他業務横並び	これまでの検討会等で議論された内容に関する意見や、他制度との横並びに関する意見、後期のみではなく業務横断で決定が必要な要件。	○	○
11	厚労省確認	制度方針や各省庁での検討に委ねられていることで厚労省への確認するもの。	○	○(※)
12	デジタル庁確認	業務横断的な要件によりデジタル庁への方針確認が必要なもの。	○	○(※)
13	その他	No.1～No.12のどれにも属さないもの。	○	○(※)

※ 今回は該当した意見なし

1.3 全国意見照会を受けての対応について

意見照会を受けて対応した内容は以下のとおり。

<機能・帳票要件>

●追加、修正分（23機能）

対応内容	主な意見内容と修正内容	業務区分					合計
		共通	資格	賦課	収納	滞納	
要件追加	法令に基づく滞納処分を行う場合や、民法、制度にて決められた業務を行うために必要な機能であるとのご意見をいただき、標準オプション機能を追加。				2	1	3
	コンビニ納付による速報分の消込データを反映するか選択可能としてほしい等の機能を追加することで利便性の向上が見込まれるものについて、標準オプション機能を追加。	1			1		2
	実装必須機能に過剰な機能が含まれているとのご意見を踏まえ、標準オプション機能に分割。	1					1
要件修正・追記	公金受取口座の結果が一括取込されるのか明確でない、公金受取口座の利用の解釈が記載されていないといった、複数のご意見をいただいたことから、要件の追記を行った。	1					1
	条例に基づき過誤納保険料を未納保険料に充当する場合があることや、民法に基づき催告によって時効完成が猶予されている場合の記載が不足しているとのご意見をいただいたことから要件の修正を行った。				1	1	2
	履歴の範囲が明確でない等、要件があいまいでわかりにくいとのご意見をいただいたことから要件の追記を行った。	1	1		1	1	4
考え方等の補記	利用用途が読み取りづらい、仮徴収額の平準化の対象が異なる場合に要件が読み取りづらい等、読み手により解釈が異なる可能性がある箇所について、齟齬が生じることのないよう補記を行った。	7		1	2		10
合計		11	1	1	7	3	23

1.3 全国意見照会を受けての対応について

<機能・帳票要件>

●対応見送り分（111機能）

分類	対応見送り	主な意見内容
質問	1	印字項目の想定を教えてくださいといった質問。
対象外範囲	17	画面要件に関する内容を規定してほしいといった、標準仕様書の規定範囲外に関する要望
利便性向上	28	わかりやすくするため差額表示してほしいといった、変更要望。
規定済み	32	一覧出力の要件の追加要望。
制度	4	マイナ保険証及び資格確認書を踏まえた内容への変更要望。
他業務横並び	3	国保と横並びの記載への修正要望。
厚労省確認	4	地方税統一QRコードを出力する機能の追加要望。
デジタル庁確認	1	連帳様式の追加要望。
その他	31	市区町村の独自運用に関する機能の追加要望や、検討済みの実装区分の変更、他業務横並びで規定した内容に関する変更要望。
	111	

標準仕様書の範囲外の機能要件や、標準仕様書に規定済みのものに関する意見、また「利便性向上」の区分においては多数意見ではないものや他業務でも規定のない細かい機能要件のご要望と判断されたものが多くあった。

1.3 全国意見照会を受けての対応について

<帳票詳細要件・帳票レイアウト>

●追加、修正分

ハガキ様式を2つ追加した他、項目追加等を行い、それに伴う帳票詳細要件の修正を行った。

- ・ 納付額証明書のハガキ様式を追加
- ・ 口座振替開始通知のハガキ様式を追加
- ・ 還付請求書にフリガナ記載欄及び委任欄の印字項目を追加
- ・ 納付書の納期限を見やすくするために帳票レイアウトを修正

●対応見送り（（）内は帳票詳細要件）

主な理由は以下の通り。

- ・ 既に別項目や本紙等で規定済みのもの：28（11）件
- ・ 利便性向上：23（4）件

特に意見の多かった「決定／変更通知書 兼 納入通知書 兼 特別徴収開始／変更通知書」については、A3・A4様式の同一項目や、類似項目に対し同一の意見をそれぞれ記載いただいた結果、件数が増加した。

<業務フロー>

●追加、修正分

- ・ 滞納処分の不許可の場合の記載見直しを業務フローへ反映
- ・ 関連システムとのデータ送受信に関して、実装方法を指定するような記載を行わない旨の方針を追記。
（業務フローへの修正は行わず、標準仕様書（本紙）追記）

●対応見送り

運用の分岐条件の追加の意見等をいただいたが、業務フローはスタンダードな運用モデルを想定しているものであり、各自治体の業務フローを拘束するものではないことを踏まえ対応を見送った。

- ・ 仮徴収額の平準化を行わない流れをフローに追記してほしい
- ・ 現行通りの運用を行うために業務フローに追記してほしい

1.4 全国意見照会結果を踏まえた課題について

全国意見照会の意見を整理した結果を踏まえ、以下の課題について分科会・WTで議論を行い、対応方針を決定した。

No.	課題	内容
1	帳票レイアウトの規定について	①「納付書の一体型様式を追加してほしい」 ②「帳票オーバーレイをプレ印字しておく必要があるのか」 といった意見に対する対応
2	地方税統一QRコードについて	「納付書に地方税統一QRコードを出力するよう追加してほしい」といった意見に対する対応
3	帳票の敬称について	帳票の市長名に続く敬称について二重敬称の廃止や、他制度との統一など種々意見を頂いた。これを踏まえた実装要件の検討
4	用語の統一について	保険料賦課に関する年度の呼称について業務間での統一をするべきという意見を踏まえた方向性の検討

1.4 全国意見照会結果を踏まえた課題－帳票レイアウトの規定について

課題

- ①費用等に影響するため、帳票のオーバーレイ(罫線)について、印字項目と併せてシステム印字されるのかプレ印字が必要なのか示してほしい。」
- ②「通知書と納付書が別送の場合、高齢者は内容理解が難しく、また郵送料の増加を防ぐため、納入通知書と納付書の一体型様式(連帳様式)を追加してほしい」といった意見をいただいた。

事務局における対応

- ①②を検討するにあたり、他制度(国保、介護)においてどのように示されているかを整理した。整理結果を次ページに示す。
整理結果を踏まえて、標準仕様書への記載内容などを検討している。

1.4 全国意見照会結果を踏まえた課題－帳票レイアウトの規定について

後期及び、国保、介護の標準仕様書において規定されている内容を以下に整理した。

項目	後期	国保	介護	対応方針（結論）
罫線	(考え方等の規定なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・ A4用紙の場合は、白紙用紙への印字を前提とするためシステム印字を必須とする。 ・ 不定形用紙及びはがきの場合はプレ印字用紙を利用可能。 	(考え方等の規定なし)	<p>国保では明確に規定されている。 後期としても自治体からの意見を踏まえ、国保の記載を参考に考え方を整理して追記した。 ⇒後述「①罫線について」へ詳細を示す。</p>
一体型・連帳・はがき様式の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>一体型様式については標準仕様として規定。</u> ・ 定型用紙以外のハガキ様式・納付書等との一体型への対応については、一部規定しているが、専用紙での印刷であることから印刷の外部委託等により実現されるものであり、標準準拠システム外の対応となることから、仕様書に規定がないことによりその実施を妨げるものではない。 	(考え方等の規定なし)	(考え方等の規定なし)	<p><u>一体型様式の考え方は、後期のみ明確に示しているが、連帳、はがき様式に関する考え方は示していない。</u></p> <p><u>帳票レイアウトの比較については、次ページへ示す。</u></p>

1.4 全国意見照会結果を踏まえた課題－帳票レイアウトの規定について

各業務における一体型・連帳様式の帳票レイアウトの規定状況を以下に示す。

項目	後期	国保	介護	対応方針（結論）
はがき様式	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替不能通知書 ・口座振替済通知兼納付額証明書 (意見照会を受け1.2版で追加) ・納付額証明書 ・督促状 	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替不能通知書 ・口座振替済通知兼納付額証明書 ・納付額証明書 ・督促状 ・口座振替開始通知 (ただし、A4はなし) <p>※給付系は除く</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・納入通知書（保険料額決定通知書）兼特別徴収開始通知書 ・納入通知書（保険料額変更通知書）兼特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書 ・特別徴収開始通知書 ・納付証明書 ・督促状兼納付書 <p>※認定、給付系は除く</p>	<p>介護と比較し、算定根拠を後期では示している関係で情報量が収まらないいため、<u>ハガキは規定しない。</u></p> <p>国保とは<u>口座振替開始通知のハガキ規定で差がある。</u> ⇒ハガキを規定した。</p>
一体型様式	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料額決定通知書 兼 納入通知書 兼 特別徴収開始通知書 兼 保険料額決定（変更）通知書 兼 納入通知書 兼 特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書 ・暫定保険料額決定通知書兼納入通知書 ・保険料額決定通知書 兼 特別徴収仮徴収開始／変更／中止通知書 兼 納入通知書 ・口座振替済通知兼納付額証明書 ・口座振替不能通知書・督促状・催告書兼納付書 ・口座振替不能通知書兼納付書 ・還付・充当希望確認票兼還付請求書 ・督促状兼納付書 	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替済通知兼納付額証明書 ・口座振替不能通知書兼納付書 ・督促状兼納付書 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料額決定通知書 兼 特別徴収仮徴収開始／変更／中止通知書 兼 納入通知書 ・納入通知書（保険料額決定通知書）兼特別徴収開始通知書（納付書一体型） ・納入通知書（保険料額変更通知書）兼特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書（納付書一体型） 	<p><u>一体型は各業務間で作成量に差がある。</u> <u>結果として連帳型と一体型で考え方が分かれている。</u></p> <p>⇒後述「<u>②連帳様式の対応について</u>」に考え方を示す。</p>
連帳様式	<ul style="list-style-type: none"> ・納付書 	<ul style="list-style-type: none"> ・納入通知書 ・過年度納入通知書 ・仮納入通知書 ・納入通知書 ・納付書 	<ul style="list-style-type: none"> ・納入通知書（保険料額決定通知書）兼特別徴収開始通知書 ・納入通知書（保険料額決定通知書）兼特別徴収開始通知書 兼 納付書 ・納入通知書（保険料額変更通知書）兼特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書 兼 納付書 	

1.4 全国意見照会結果を踏まえた課題－帳票レイアウトの規定について

対応方針（結論）

①罫線について

罫線については、あくまで標準オプション機能であるPDF出力を実装する際にそのレイアウト上求められるものであり、専用紙等で色つきの紙を使用する場合や、ユニバーサルデザイン帳票等を使用する場合は、罫線をシステムとして印字することが不要なケースがある。また、罫線ありと罫線なしを様式定義することは仕様書やベンダのシステムのメンテナンスコスト上昇につながることから、以下の通り、標準仕様書(本紙)に考え方を示すこととした。

罫線のシステム印字について

①帳票データをPDFに出力する場合、罫線は出力する前提で提供するものとする。

A4、A3用紙については原則、印刷される罫線を使用すること。

②①の例外として専用紙、ハガキ、UD帳票等特殊な印刷を要件とする様式においては、以下のいずれかとする。

- ・①と同様に予め印刷されている罫線を使用する。
- ・実装必須機能として提供される印刷データを用いて外部委託業者に印刷を依頼する。
- ・提供された帳票定義に対し、罫線を取り除いた帳票定義を利用する。

なお、罫線を取り除く作業自体は帳票のカスタマイズに該当するとせず、自治体においては調達時にどの帳票を罫線不要とするか明示の上、調達をかけるものとする。

1.4 全国意見照会結果を踏まえた課題－帳票レイアウトの規定について

対応方針（結論）

②連帳様式の対応について

後期の標準仕様書においては、A3、A4などの通常用紙を前提とし、1枚の両面にレイアウトを納めている。連帳にする場合の納付書の様式(宛名がないもの)は既に規定済みである。また、連帳印刷する場合は基本的には罫線が予め印刷された帳票に印字する形式となるため、様式を規定する必要はなく、印字項目だけが規定されればよい(印字項目はA3、A4で規定済)ことや、連帳様式について多数の自治体から意見が来ているわけではなく、一部の自治体からの意見であることを議論した結果、標準仕様書(本紙)の帳票レイアウト定義の記載箇所に、以下の記載を追記した。

連帳様式について

標準仕様書の規定するレイアウト以外に基本的に連帳様式を使用することはない。

ただし、納入通知書と納付書の組み合わせにおいては以下の考え方にて実現することを可能とする。

なお、標準化の考え方において帳票については原則規定用紙を用いるとし、必然性がある場合に専用紙やハガキを用いることとしていることから、専用のレイアウトを標準仕様書として規定することは行わない。

- ・ 納入通知書のレイアウトについては既に規定されているものの並び、位置を変更することなく複数枚に印字を分割して印刷することとする。
- ・ 連帳とする際に使用する納付書の様式は「連帳納付書1（カク公）」もしくは「連帳納付書2（マル公）」を用いるものとする。
- ・ 連帳様式を使用する際には、帳票の罫線を印字しないようにするなどの対応が必要となることから調達時に連帳様式とすることを明記の上、印字データをもとに作成するのか、PDFまで作成が必要なのかを明確に自治体にて規定した上で要件をベンダに提示すること。

1.4 全国意見照会結果を踏まえた課題－地方税QRコードについて

課題

「納付書に地方税統一QRコードを出力するよう追加してほしい」との意見を受けて、取り扱いを検討する必要がある。

対応方針（結論）

地方税統一QRコードについては、「令和5年10月6日地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議決定」として「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の実施方針について」という記載の中で以下の記載が行われている。

地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の実施方針について

- 国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料については、全国的に共通の取扱いとして、eLTAXを活用した納付を行うことができるよう市区町村に重点的に要請を行う。
- eLTAXを活用した公金納付については、住民・事業者の公金の納付の煩雑さを生じさせないため、「地方税統一QRコード」を使用する方法等、地方税と同様の方法に統一することを基本とする。
- 本方針に基づく所要の取組については、引き続き、具体化に向けた検討を進めるものとし、民間事業者や地方公共団体等からの意見を踏まえつつ、**令和6年通常国会において、所要の立法措置を講ずることを目指す。**
- eLTAXや地方公共団体の公金システムの改修等を進め、標準準拠システムへの移行の目標時期が令和7年度末までとされていることにも留意し、遅くとも**令和8年9月までにeLTAXを活用した公金収納を開始することを目指す。**

保険料における公金収納の活用については、令和6年通常国会における立法措置を目指すとされていることから当年度は対応を行わず、**令和6年度以降の標準仕様書改版事項として課題管理する。**

1.4 全国意見照会結果を踏まえた課題－帳票の敬称の統一について

課題

帳票の市長名に続く敬称について二重敬称の廃止や、他制度との統一など種々意見を頂いた。これを踏まえて方向性を検討する必要がある。

対応方針（結論）

後期高齢において申請書が存在するのは還付請求書、分納誓約書の2帳票となる。還付請求書をベースに税、国保、介護の規定内容を比較した結果は、以下の通り。

業務	敬称	記載方法
税	なし（二重敬称排除目的と想定）	—
国保	殿	固定打ち
介護	様	帳票詳細要件で可変とできることが記載されている。
後期高齢支援システム	殿（国保にあわせて統一）	固定打ち

上記を踏まえて踏まえて対応方針について議論したところ、殿/様の敬称を統一することは難しいとの市町村の意見があるものの、現時点で可変とすることは対応が難しいとのベンダ意見を踏まえ、後期としては、以下の方針で、帳票詳細要件及び帳票レイアウトを修正した。

- ・ 市長名に続く敬称はつけないことを前提とする。
- ・ ただし、敬称の印字項目を、標準オプション項目として追加する。

1.4 全国意見照会結果を踏まえた課題－用語の統一について

課題

保険料賦課に関する年度の呼称について業務間での統一をするべきという意見を踏まえた方向性の検討

事務局における対応

何らかの賦課を行う各業務における用語の規定を調査した。

項番	転記元仕様書	後期		統合収納／統合滞納		介護	
1	仕様書 用語説明	相当年度	保険料賦課の対象となる年度	相当年度	-	賦課年度	介護保険料賦課の対象となる年度のこと
	基本データリスト データ項目・項目定義		介護保険では「賦課年度」 保険料賦課の対象となる年度		賦課の対象となる根拠の発生した年度(賦課すべき年度)		保険料賦課の対象となる年度
2	仕様書 用語説明	賦課年度	保険料の賦課決定をした年度	賦課年度	-	調定年度	賦課された介護保険料を徴収する年度のこと。
	基本データリスト データ項目・項目定義		介護保険では「調定年度」 保険料の賦課決定をした年度		納付義務者に対し納めなければならない税(料)額を決定及び通知した年度		保険料を徴収する年度
項番	転記元仕様書	国保		税		子ども子育て	
1	仕様書 用語説明	対象年度	保険料(税)賦課の対象となる年度のこと。	課税年度	課税の事由となる根拠の発生した年度で、本来課税を行うべき年度	賦課年度	-
	基本データリスト データ項目・項目定義		対象年度:賦課を行うべき年度を設定。賦課の対象となる年度(課税すべき年度)を設定		課税の事由となる根拠の発生した年度で、本来課税を行うべき年度		賦課の対象となる根拠の発生した年度
2	仕様書 用語説明	賦課年度	納付義務者に対し納めなければならない額を決定及び通知した年度のこと。	賦課年度	-	調定年度	-
	基本データリスト データ項目・項目定義		賦課を行った年度を設定(調定をたてる年度)		納税義務者に対し納めなければならない税額を決定及び通知した年度		納付義務者に対し納めなければならない保育料等を決定及び通知した年度

対応方針（結論）

後期高齢としては、賦課年度については税、国保とも一致しており、相当年度の考え方も統合収納、滞納における規定と一致している。そのため、後期としては現状、上記の一致が行われていることをもって標準仕様書上の用語は変更しないこととした。

2. デジタル庁検討事項の対応について

- 2.1 デジタル庁検討事項の対応について
- 2.2 指定都市残要件の取り込み

2.1 デジタル庁検討事項の対応について

全国意見照会結果を踏まえた修正の他に、デジタル庁より方針が示された検討結果等の反映や、持ち越し事項の対応を行っている。これらについて、標準仕様書1.2版における対応状況は以下の通りとなる。

No.	デジタル庁検討事項	課題	対応方針（結論）
1	横並び調整方針の見直しに伴う対応	令和5年6月改定版の内容より、対応保留事項としていた以下の3点を機能・帳票要件へ反映する必要がある。	
		①指定都市残要件の取り込みに伴う実装必須機能の取り扱い	政令指定都市向け機能要件について整理を行った結果を踏まえ、機能・帳票要件に「指定都市必須機能」欄を設けた。 また、実装類型の考え方を、標準仕様書(本紙)に示した。
		②デジタル庁共通要件の適合基準日の取り扱い	文字要件について現時点において要件が明確となっていないことから、適合基準日については「デジタル庁が定める基準日に従う」との記載のままとして、 <u>期日を明記しない</u> こととした。
		③「標準オプション機能」の適合基準日の取り扱い	デジタル庁より方針が示されていないため、1.2版においては標準オプション機能の適合基準日は空欄のままとし、課題管理とした。
2	データ要件・連携要及び統合収納・統合滞納に関する要件との整合性確認	データ要件・連携要件及び統合収納・統合滞納に関する要件について改版された内容を確認し、機能・帳票要件との整合性を確認し、デジタル庁に確認が必要な内容については、デジタル庁へ意見出しを行った。	<u>修正が必要な要件は機能・帳票要件へ反映済み。データ要件・連携要件の改版は、次版にて修正を行うとデジタル庁より回答いただいた。</u> その他、デジタル庁への確認中の2件については、 <u>回答があり次第内容を確認する予定であるが、仕様書への影響はないものとなる。</u>
3	指定都市残要件の取り込み	令和4年度にデジタル庁において実施した指定都市要件の点検作業の結果、「再検討」となった意見(後期は65件)について、再検討を行う方針とスケジュールが示されたため、デジタル庁が示すスケジュールに合わせて、対応を行ってきた。 指定都市における検討結果と、事業者照会結果を受けて、標準仕様書へ反映を行う必要がある。	後述【2.2】参照

2.2 指定都市残要件の取り込み

課題

令和4年度にデジタル庁において実施した指定都市要件の点検作業の結果、「再検討」となった意見(後期は65件)について、選定プロセスを経て最終的に事業者照会が行われた結果を踏まえ、仕様書に反映する必要がある。

- ① 行政区以外の要件12件(成案候補10件(重複排除後)、不採用(事業者照会あり)2件)
- ② 行政区関連の12件(各指定都市の行政区の考え方の違いから、指定都市における検討において意見を統一することができず、事務局にて検討した要件)

対応方針(結論)

①及び②について事業者照会(6事業者に照会された)を行った結果は、提示した要件の多くが「実装実績なし」、「対応が困難」という回答が大半を占めた。

事業者照会の結果に基づく成案/不採用の判断は、分科会・WTに諮った結果、以下の判断基準とした。

○実装必須とするもの : 3事業者以上が「実装可能」もしくは「条件付き実装可能」としていること。

○標準オプションとするもの : 1事業者が「実装可能」もしくは「条件付き実装可能」としていること。

上記基準に基づく、①の判断結果は以下の通り。

No.	成案/不採用	区分	件数	対応方針(結論)
1	成案	実装必須変更	2件	・宛名異動に伴う行政区の異動機能 ・EUC機能を用いたデータ出力や集計機能について全体と管理区毎に作成する機能を標準オプション機能から実装必須に変更
2		要件追加	6件	分割納付書発行時および催告書発行時において交渉記録への自動登録する機能や、滞納者の情報について、指定した条件により一括又は、個別にグループ管理可能とする機能等を標準オプション機能として要件追加
3	不採用	実装必須変更	2件	・リストや帳票等を市と管理区単位に出力できる機能 ・通知書等に出力する区情報等を所管区や申請した区等を踏まえて出力可能とする機能基準未滿となり、標準オプションのままとした。
4		要件追加	1件	納付書に問合せ情報の印字項目を追加基準未滿となり、要件追加及び項目追加なし。

2.2 指定都市残要件の取り込み

対応方針（結論）

②の行政区に関する要件は、事務局において検討した結果、「収納区」については「賦課区」と同一の考えとなることから設けないこととし、後期として必要になると想定される「所管区」、「賦課区」及び「処分区」に係る機能を作成し、事業者照会を行った。

この照会結果についても前ページと同様の基準で判断を行い、後期高齢としては、以下の3つの行政区を管理することとした。

No.	関連業務	区情報	区情報の定義	区情報の設定要件
1	宛名	所管区	被保険者の最新の居住地が属する行政区	被保険者の最新の居住地が属する行政区を管理する。
2	賦課	賦課区	被保険者の賦課に係る行政処理を行う行政区	賦課を実施した時点で賦課区に賦課時点の所管区を登録する。
3	滞納	処分区	被保険者の処分に係る行政処理を行う行政区	被保険者に対して滞納処分の登録を行った職員の所属する行政区を登録する。

判断の結果、不採用となった要件は次ページに示す。

2.2 指定都市残要件の取り込み

対応方針（結論）

不採用となった要件は以下の6機能である。

No.	項目	不採用とした機能要件
1	賦課区の異動	賦課区は所管区の異動に伴い更新し、異動に際して異動月の賦課区を異動前後どちらの所管区にするかを選択できること。
2	帳票出力	通知書や出力する区の情報や公印、文書番号等について、賦課区を管理する場合、賦課関連の帳票について被保険者の賦課区を踏まえて出力できること。
3		通知書や出力する区の情報や公印、文書番号等について、処分区を管理する場合、滞納関連の帳票について被保険者の処分区を踏まえて出力できること。
4	操作権限設定・管理	システムの利用者及び管理者に対するID等の管理機能に、「政令市においてはNo6の詳細管理ができること」を追記。
5		組織・職務・職位等での操作権限の設定機能に、「政令市においてはNo6の詳細管理ができること」を追記。
6		以下の権限制御を可能とすること。 ※1 賦課の更正入力、所得入力、減免入力のいずれについても、該当する住民の直近の所管区に所属する職員でのみ可能とするか、当該年度内の賦課区に所属する職員でのみ可能とするか、またはその両方の職員でのみ可能とするかを権限設定により可能とすること ※2 収納の還付処理は該当する住民の直近の所管区または当時の賦課区に所属する職員でのみ可能とするかを権限設定により可能とすること ※3 収納の充当処理は還付発生期別の賦課区に所属する職員でのみ可能とするか、充当先期別の賦課区に所属する職員でのみ可能とするかを権限設定により可能とすること ※4 収納の消込エラーの修正は対象期別の賦課区に所属する職員でのみ可能とするかを権限設定により可能とすること ※5 滞納処分の登録・更新は該当する住民の直近の所管区に所属する職員でのみ可能とするか、当該年度内の賦課区に所属する職員でのみ可能とするか、処分区に属する職員で可能とするか、全ての職員で可能とするかを権限設定により可能とすること

なお、上記に示した要件を不採用としたことで賦課区の管理は賦課期日時点を管理する要件となり、権限管理については既に規定している権限管理の要件内での管理としていただくこととなった。
 （詳細な権限管理は政令市意見でも管理が煩雑になるため不要という意見も多かった）

3. その他検討・課題事項について

- 3.1 その他検討・課題事項について
- 3.2 特定健診（健康診査）の標準仕様書作成を受けての反映要否検討
- 3.3 振り仮名法制化に伴う見直しについて

3.1 その他検討・課題事項について

その他の検討・課題事項については、以下の2件がある。それぞれに対する対応方針をまとめる。

No.	検討・課題事項	内容	詳細記載箇所
1	特定健診(健康診査)の標準仕様書作成を受けての反映要否検討	特定健診等に係る標準仕様書を規定する議論を行うため、新たに特定健診等WTが設置され、令和5年11月16日に第1回WTが開催された。特定健診等の標準仕様書は、国保標準仕様書の一部として、令和6年3月末に【第0.9版】として公開した後、令和6年8月末に【第1.0版】として改めて公開することとなった。 既に公開済みの国保標準仕様書においては、特定健診等に係る内容について、今年度は反映を見送ることとなった。	【3.2】
2	振り仮名法制化に伴う見直しについて	振り仮名法制化に伴うデータ要件・連携要件の変更による影響を確認し、標準仕様書へ反映を行う必要がある。	【3.3】

3.2 特定健診(健康診査)の標準仕様書作成を受けての反映要否検討

課題

特定健診等に係る標準仕様書については、今年度特定健診等WTが設置され、国保標準仕様書の一部として、令和6年3月末に【第0.9版】として公開した後、令和6年8月末に【第1.0版】として改めて公開することとなった。後期としては以下の対応を行う必要がある。

- ① 特定健診等標準仕様書の内容を確認し、後期標準仕様書の見直しを行う。
- ② 特定健診システムより依頼のあったデータ連携機能を規定する。

対応方針(結論)

①については、特定健診等標準仕様書の確定が来年度となることから、**令和6年度以降の課題**として継続管理とする。

②については、原則は広域標準システムのインタフェースを利用していただくことを前提とし、後期標準仕様書としては、**健康管理システムに連携している保険情報と同様の機能を標準オプション機能として、以下の要件を機能・帳票要件に規定した。**

特定健診システムに、後期高齢者医療保険情報(異動情報を含む)を、提供できること。
※1 作成は一括でできること。

なお、広域標準システムが連携している被保険者マスタ情報は、送付先住所が設定されるが、健康管理システム等に連携するデータは、後期高齢支援システム等にも連携している「被保険者情報」のインタフェースを想定しており、送付先住所はなく現住所が設定される点が相違している。本インタフェースで要件が満たされるかは、特定健診側にて連携要件を確認していただく必要がある。

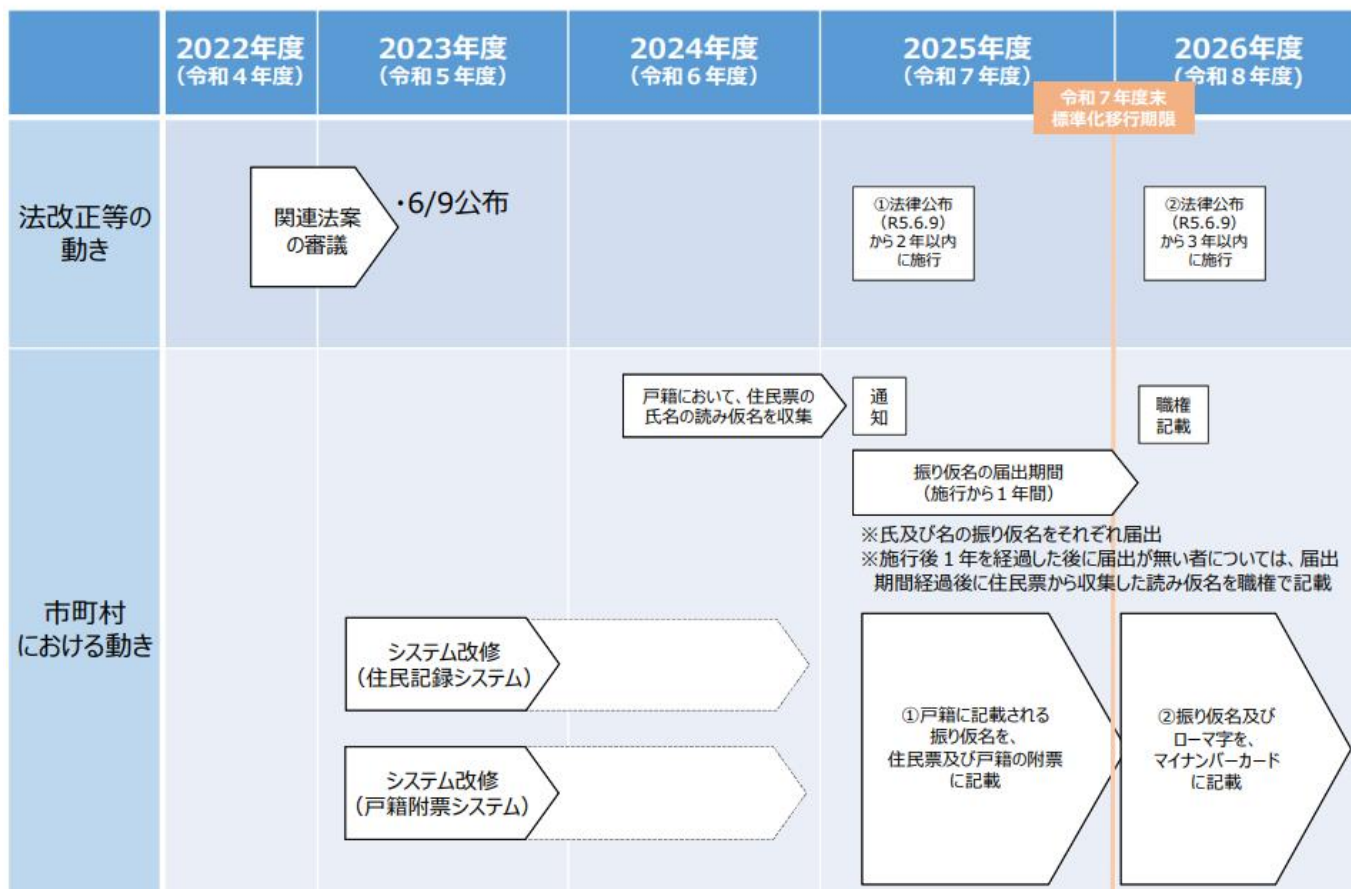
3.3 振り仮名法制化に伴う見直しについて

課題

振り仮名法制化に伴うデータ要件・連携要件の変更による影響を確認し、標準仕様書へ反映を行う必要がある。

法制化を受けて、住民記録・印鑑登録・戸籍附票システム標準仕様書において示された、振り仮名等記載に向けたスケジュール(案)は以下の通り。

1-2. 住民票等への振り仮名・マイナンバーカードへのローマ字の記載等に向けたスケジュール(案)



3.3 振り仮名法制化に伴う見直しについて

対応方針（結論）

前ページのスケジュールを踏まえると、令和7年6月以降に住民票へ振り仮名が記載される見込みであり、標準化の期限である令和8年4月に、振り仮名及びローマ字のマイナンバーカードへの記載を開始する予定となっている。後期としても振り仮名を出力する場合は、令和8年4月に向けて、標準準拠システムとしての対応を終える必要がある。

影響があると想定しているのは、以下の2点となる。

- ① 機能・帳票要件に規定している管理項目名称等
- ② 帳票出力項目

①については、以下の通り影響の可能性のある「フリガナ」「カナ」等の項目名を洗い出した結果、3項目が名称変更の検討候補となると考える。

#	対象項目	項目内容	修正方針案	対応方針（結論）
1	金融機関名カナ、店舗名カナ、委託者名（カナ）、仕向金融機関名（カナ）、仕向支店名（カナ）、口座名義人カナ	金融機関関連項目のカナ	全銀協フォーマットの[属性]項目に準じた名称となるため、影響なしと判断。	影響なし
2	氏名カナ	対象者検索に使用する氏名カナ	日本人、外国人のどちらも登録される想定であるため、「氏名振り仮名（フリガナ）」と修正することでいかがか。	検討候補
3	送付先氏名カナ	通知書等に印字する送付先情報のカナ	日本人、外国人のどちらも登録される想定であるため、「送付先氏名振り仮名（フリガナ）」と修正することでいかがか。	検討候補
4	通称名フリガナ	外国人通称名のカナ	外国人の通称名のカナであるため、名称変更の必要はないと判断。	影響なし
5	通称名フリガナ	日本人（トランスジェンダーの対象者）の通称名のカナ	外国人の通称名とは意味合いが異なるため、「通称名振り仮名」と修正することでいかがか。	検討候補

3.3 振り仮名法制化に伴う見直しについて

対応方針（結論）

②については、帳票に出力している振り仮名としては、還付請求書に仮名の記入欄を追加しており、欄の表記は「フリガナ」としているが、記載すべき内容に応じて修正するか検討する必要がある。
また、保険料決定通知書等には振り仮名を出力していないため、どの帳票に振り仮名を出力すべきかを検討する必要がある。

しかしながら、住民向けの帳票について、証や広域連合も含めて振り仮名をどこまで出力すべきかは、制度としての考え方が整理されるのを踏まえて検討すべきと考え、後期標準仕様書独自で対応するものではないため、①及び②について今年度の対応は見送り、来年度以降の検討課題とする。